

第2次富谷市総合計画 基本構想案

1. まちづくりの将来像

(1) まちづくりの将来像

本市は、昭和 38（1963）年に町制施行してから、平成 28（2016）年の市制施行を経て、60 年以上、着実に人口が増え続けてきました。

市制施行した平成 28（2016）年度を初年度とする「富谷市総合計画」を策定し、10 年間、快適で利便性の高い住宅地の整備や子育て支援、学校教育の充実などに取り組み、住み良い居住環境を創出することにより、多くの方々から生活の場として選ばれてきました。

今後も、誰もが幸福で生き生きと暮らし、発展し続ける富谷を創造するため、これからも市民の声を大切にして、市民や地域、企業など、多様なつながりによる「オールとみや」の体制で、どなたからも『住みたい』『住んでよかった』と思ってもらえるまちを目指し、前計画から継承して、将来像を次のとおり定めます。

住みたくなるまち日本一
～ 100 年間ひとが増え続けるまち ～

(2) 市民憲章

やすらぎある住みよいふるさとをつくる道しるべとして、昭和 53 年 4 月 1 日に、この憲章を定めました。
平成 28 年 10 月 10 日の市制施行に伴い、名称を「富谷市民憲章」と改めました。

わたくしたちは、健全な心と健康なからだをつくりましょう。

わたくしたちは、勤労をよろこび思いやりのある明るい家庭をつくりましょう。

わたくしたちは、きまりを守り互いに助け合い住みよいまちをつくりましょう。

わたくしたちは、自然を愛し花と緑にかこまれた美しいまちをつくりましょう。

わたくしたちは、豊かな教養と創造力をもつ教育と文化のまちをつくりましょう。

1. まちづくりの将来像

(3) 基本理念

将来像の実現に向け、まちづくりの基本理念を以下のように定めます。

市民が主役のまちづくり “市民力”を発揮して、誰もが住み良い富谷へ

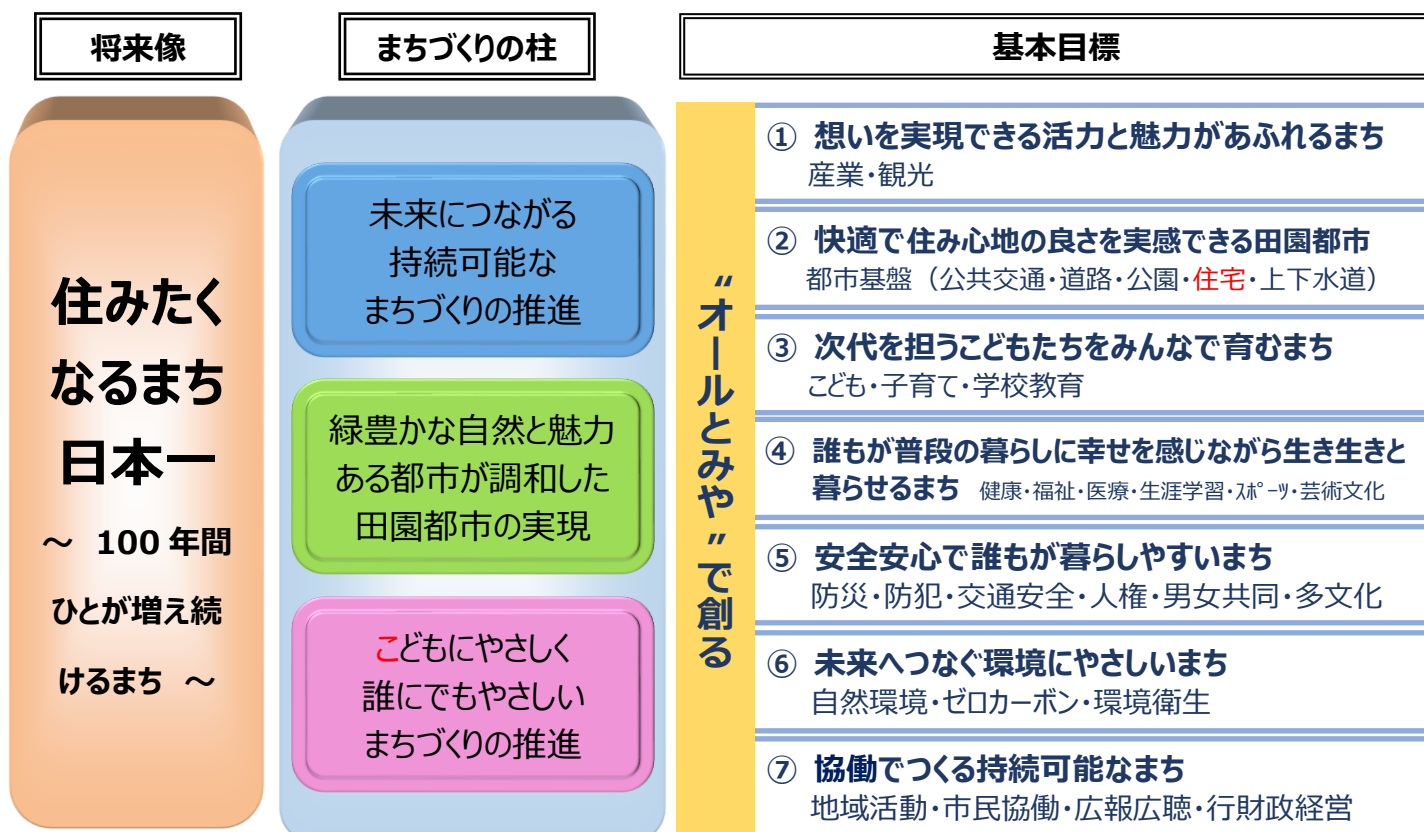
市民が想いや誇りを持って様々な活動に生き生きと取り組み、幸福に暮らすには、「市民のために、市民と共に、市民が主役のまちづくり」が重要です。市民が持つ能力を生かし、その市民力を発揮できる場が数多く存在することで、まちが活力にあふれ、市民はもとより、本市を訪れる人々にとっても魅力的なまちになります。

本市では、市民活動が活発に行われていることにより、新たな人と人とのつながりが生まれ、多様な主体による協働の取組が広がるなど、まち全体が活気づいており、その「市民力の高さ」は本市の一番の強みになっています。

今後も、新たな「市民力」を掘り起こし、育みながら、市民力が発揮されるよう、行政は環境の整備などに取り組み、市民の皆さんをサポートしてまいります。

(4) まちづくりの柱と基本目標

令和8年度に市制施行から10年を迎えるという次のステージに向けて、本市の強みである「市民力」を生かしながら、世代や立場を超えた多様な人々がつながる「オールとみや」の体制で、「持続可能なまちづくりの推進」、「田園都市の実現」、「誰にでもやさしいまちづくりの推進」をまちづくりの柱に、誰もが「住みたくなる」、そして「住んで良かった」、将来にわたって「住み続けられる」サステナブルなまちづくりを進めていきます。



2. まちづくりの柱

以下の3つをまちづくりの柱に、将来像の実現に向けてまちづくりを進めてまいります。

未来につながる持続可能なまちづくりの推進

持続可能なまちづくりとは、誰もが安全で快適に暮らし続けられる都市やコミュニティを実現するものです。具体的には、災害に強いインフラの整備や地球温暖化による気候変動への対応、再生可能エネルギーへの転換、多様な人々が共生できる社会の実現などの取組があります。環境資源は有限であるという前提に立ち、それらを適切に管理することにより、経済活動や社会が長期的に維持されと考えられています。

身近な地域社会においても、生活を維持していくためには、環境と経済の両立が不可欠であり、市民、事業者、行政などが協働して、本市が掲げる将来像や基本目標の達成に取り組むことにより、未来につながるサステナブルなまちづくりを推進します。

緑豊かな自然と魅力ある都市が調和した田園都市の実現

本市は、49.18 km²というコンパクトな市域の中に、古くからの田園地帯や森林を保全する一方で、新興住宅地や商業地を拡大させ、豊かな自然の中に、生活環境の整った良好な市街地を形成することで、多くの人々が豊かに暮らせる、田園都市構造を形成してきました。

これからも将来像の実現に向けて、田園都市構造をさらに発展させ、緑豊かな自然と魅力ある都市が調和した持続可能な田園都市の実現を目指します。

こどもにやさしく誰にでもやさしいまちづくりの推進

本市では、「こどもはまちの宝」として、こどもの権利を守り、こどもが安心して暮らせる環境づくりを目指して、「富谷市子どもにやさしいまちづくり宣言」を行い、ユニセフ日本型子どもにやさしいまちづくり事業実践自治体として全庁挙げて「子どもにやさしいまちづくり」を進めてきました。この取組は、こども・子育て支援や学校教育の更なる充実を図るとともに、こどもの目線で物事を考え、こどもも大人と一緒にまちづくりを行う主体・当事者として、こどもの意見を市政へ反映するなど、「子どもの権利条約」に基づいたものです。

今後とも、より一層市民と共に「子どもにやさしいまちづくり」を推進し、こどもから高齢者まですべての市民の声や想いをまちづくりに生かし、誰もが幸せを感じ生き生きと暮らせる、誰にでもやさしいまちを目指します。

3. 基本目標

基本目標 1 想いを実現できる活力と魅力があふれるまち 産業・観光

市民が身近な地域で働き、豊かな暮らしが実現できるよう、**誰もが**市内で働きたくなる**多様な企業**の誘致を積極的に展開し、**魅力ある**雇用の創出を図ります。

併せて、地域性を生かした起業・創業や農業にチャレンジしやすい環境づくりを進め、「何かを始めたい・何かを作りたい」という想いを実現できる**活力があふれる**まちを目指します。

また、豊かな自然環境や**歴史・文化などの**地域資源を生かした富谷ならではの観光スポットの充実を図るとともに、新たな特産品の開発などによるブランド価値の向上に取り組めます。

富谷市の魅力を**積極的に**発信し、市民には「住み続けたい、帰ってきたい」、市外の方には「また来たい、住んでみたい」と思ってもらえる、魅力あふれるまちを目指します。

▶ 施 策

- (1) 企業誘致・雇用
- (2) 起業・創業・スタートアップ支援
- (3) 商工業振興
- (4) 農業振興
- (5) 地域振興
- (6) 観光振興

基本目標 2 快適で住み心地の良さを実感できる田園都市 都市基盤（公共交通・道路・公園・住宅・上下水道）

本市は豊かな自然の中に、生活環境の整った良好な市街地を形成することで、多くの人が豊かに暮らせる田園都市構造を形成してきました。

緑豊かな環境と利便性を併せ持っていることが**本市の**大きな特徴であり、**その特徴を大切にするため、これからも自然との調和を図りながら、**市街地の魅力向上に取り組めます。

また、**快適で住み心地の良い住宅地の整備や誰もが利用しやすい道路ネットワークの充実・強化を図り、日常生活の利便性と安全性の向上を図ります。**併せて、安全・安心な水の安定供給と衛生的な水環境を維持するため、適切な上下水道施設の維持管理に取り組めます。

人口減少や少子・高齢化の進行など、**今後も**環境は大きく変化していくことから、公共交通の利便性向上やDXの推進などにより、既存の都市基盤の更なる充実を図ります。

▶ 施 策

- (1) 土地利用
- (2) 公共交通
- (3) 道路
- (4) 公園
- (5) 住宅
- (6) 上下水道

3. 基本目標

基本目標3 次代を担う子どもたちをみんなで育むまち こども・子育て・学校教育

富谷の大切な宝・財産である子どもたちが幸せでいることや、あふれる笑顔には、多くの人を幸せにする力があります。すべての子どもたちが幸せを感じ、夢と希望をもって健やかに成長できるよう、市全体で子どもたちを支えます。

そして、こどもの権利が保障され、まちの活動に活発に参加できるよう、こどもの意見を市政へ反映させるとともに、こどもの目線を大切にしながら「子どもにやさしいまちづくり」を推進します。加えて、若者や子育て世帯が安心して、結婚・妊娠・出産・子育てが行えるよう切れ目のない支援と子育て環境の充実を図り、親子のウェルビーイングが向上する「子育てにもやさしいまち」を目指します。

また、本市の学校教育の特徴である学び合いの学習や調べる学習の推進、ICTの活用、国際理解教育などの時代に即した学びや多様な学びの場の提供により、子どもたちの自ら学ぶ力と確かな学力を育みます。併せて、家庭・地域・学校・行政が連携した学校づくりに取り組み、豊かな心と富谷への愛着を育みます。

▶ 施策

- (1) 子どもにやさしいまちづくり
- (2) 子育て環境
- (3) 子育て支援
- (4) 青少年健全育成
- (5) 教育環境
- (6) 教育・学び

基本目標4 誰もが普段の暮らしに幸せを感じながら生き生きと暮らせるまち 健康・福祉・医療・生涯学習・スポーツ・芸術文化

誰もが普段の暮らしに幸せを感じながら生き生きと暮らすためには、みんなで地域を守り、育み、支え合うことができる環境づくりが大切です。将来にわたって住み慣れた地域で自分らしく、安心して暮らせるよう、人と人がつながり、誰もが困った時に相談できる「みんなにやさしい、愛のある共生のまちづくり」に取り組みます。

また、こどもから高齢者まで、誰もが必要に応じた医療・介護・生活への支援などを受けることができる包括的な体制の充実を図ります。

居場所があることや、自分の力を発揮できる場所があることは、幸せを実感するために重要な要素です。誰もが生涯を通じて学ぶことができる機会や世代間が交流する機会などを充実することで、心と体の健康維持や地域で暮らす活力の創出に取り組みます。

▶ 施策

- (1) 地域共生
- (2) 健康・保健
- (3) 高齢者支援
- (4) 障がい者支援
- (5) 医療
- (6) 生涯学習
- (7) スポーツ
- (8) 芸術・文化

3. 基本目標

基本目標5 安全安心で誰もが暮らしやすいまち

防災・防犯・交通安全・人権・男女共同・多文化

気候変動に伴い頻発する大雨や暴風、猛暑などの自然災害や大規模地震の発生などから市民一人ひとりの生命と暮らしを守るため、市民の防災意識を高めるとともに、自助・共助・公助を着実に進め、市民・地域・行政・関係機関が連携して防災対策の充実を図ります。

併せて、救急・火災等の発生時においては、迅速かつ確実な救助活動が行えるよう、関係機関との連携強化を図ります。

また、地域での見守り活動などを通じて、犯罪や交通事故の無い安全・安心な地域づくりを推進します。

年齢・性別・国籍、心身の状況、社会的・経済的な状況の違いなどにかかわらず、互いの人権や多様性を尊重し、支え合い、共に暮らすことができる共生の地域づくりに取り組み、誰もが暮らしやすいまちを目指します。

▶ 施策

- (1) 防災
- (2) 救急・消防
- (3) 防犯・交通安全・消費生活
- (4) 人権尊重・男女共同
- (5) 多文化共生

基本目標6 未来へつなぐ環境にやさしいまち

自然環境・ゼロカーボン・環境衛生

本市の良好な自然環境を次世代に引き継ぐため、継続的に市民への普及啓発活動に取り組むことにより、市民一人ひとりの地球環境問題に対する意識の向上や、自然・生物多様性への理解促進を図ります。

ゼロカーボンの実現に向けて、市民・企業などのあらゆる主体と連携・協力し、太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入、次世代自動車の普及に取り組みます。

併せて、再生可能エネルギーや水素エネルギーなど、地域で必要なエネルギーを地域で生み出し、地域で活用する「エネルギーの地産地消」の取組を推進します。

また、ごみの排出抑制と再資源化を推進し、環境負荷の少ない循環型社会を目指します。

本市の豊かな自然環境や美しい田園風景を守り、都市機能と調和した、緑や季節の彩りを身近に感じることができる、環境にやさしく、富谷らしい田園都市を目指します。

▶ 施策

- (1) 自然環境
- (2) ゼロカーボン
- (3) エネルギーの地産地消
- (4) ごみ対策
- (5) 生活環境

3. 基本目標

基本目標 7 協働でつくる持続可能なまち 地域活動・協働・広報広聴・行財政経営

市民が必要としている情報や、市が知ってほしい情報を効果的に伝えるなど、開かれた市政を推進することにより、富谷をさらに知り、富谷を愛する市民を増やします。

市民一人ひとりが市への愛着や地域への誇りを持ち、地域の課題を自分ごととして捉えることで、市民が主体的に活動し、“市民力”を発揮することができる「市民が主役のまち」を目指します。併せて、市民の意見を市政に反映できるよう、これからも市民の声を大切に市政運営に取り組みます。

今後も複雑・多様化する行政ニーズに的確に対応するため、市民との協働や産官学の連携はもとより、多様な主体による協働を推進し、“オールとみや”の体制で様々な施策に取り組む持続可能なまちを目指します。

また、限られた経営資源を効率よく有効に活用した施策の実施や変化に柔軟に対応できる組織体制の構築を図るなど、持続可能で安定した行政サービスを提供します。さらに、各分野においてDXを取り入れ、市民サービスの向上や効率的な行政経営に取り組みます。

▶ 施 策

- (1) 地域活動・市民活動
- (2) 市民参加・市民協働
- (3) 官民連携・多様な協働
- (4) 広報広聴
- (5) 行財政経営

4. 将来人口

人口は、まちづくりの基本的な要素であり、地域活力の基礎となるものです。

国内の人口が緩やかに減少するなかで、本市は、仙台都市圏に位置する地理的優位性と豊かな生活環境を生かしたまちづくりを推進することにより、着実に人口が増加してきました。

今後は、本市においても少子高齢化の進行が予想されますが、新たな市街地形成に基づいた優良宅地の供給や積極的な子育て施策の推進、そして企業立地の推進など産業振興による豊かな地域経済と多様な雇用環境の整備により、若い世代の転入促進を図ることを通じて人口増加を目指します。

本市では、こうした各種施策を展開することで着実な人口増加を目指し、まちづくりの将来像として掲げる「住みたくなるまち日本一 ～100 年間ひとが増え続けるまち～」を実現するため、令和 42（2060）年度の目標人口を 60,000 人と設定します。

■ 富谷市の人口展望

令和 42（2060）年 60,000 人

5. 土地利用の構想

本市の土地は、現在と将来における本市の限られた資源であるとともに、市民の生活と生産活動を支える共通の基盤です。そのため、以下に示すまちづくりの方向性を土地利用の基本方針として定め、これに基づいて総合的かつ計画的な土地利用を図ります。

■土地利用の基本理念

市土は、市民のための限られた資源であり、現在及び将来における生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることから、公共の福祉を優先させ、かけがえのない地域の自然的、社会・経済的、歴史的及び文化的条件に配慮して、良好な生活環境の確保と市土の均衡ある発展を図る必要がある。

そのため、新たな土地需要にともなう開発に係わる調整に当たっては、土地利用の再生、復元が容易ではないことを踏まえ、計画的かつ慎重に対応するとともに、住民ニーズの多様化や社会経済情勢の変化にともなう市土利用の質的变化に対する要請に対応していくことが必要となっている。

このような中で、本市のまちづくりの将来像として掲げている『住みたくなるまち日本一～100年間ひとが増え続けるまち 村から町へ 町から市へ～』の実現に資するため、市土は市民のための限られた資源・財産として認識し、公共の福祉を最大に優先し、緑豊かな自然や農地などとの調和を図りながら、バランスの取れた都市機能の配置を進め、将来にわたって豊かに安心して暮らすことのできる持続可能な市土の形成を図ることを本計画の基本理念とする。

■土地利用の基本方針

土地利用の基本理念を踏まえ、本市が目指す土地利用の基本方針を次のとおり定めます。

① 市土の有効利用と土地利用転換の適正化

本市が有する自然的・社会的・文化的・歴史的諸条件を十分考慮し、森林、農地、宅地等相互の土地利用転換については、土地利用の再生、復元が容易でないことなどに留意し、市土の有効利用と土地利用転換の適正化を図りながら、計画的かつ慎重に行うものとする。さらに、市土の利用目的に応じた区分に対応する土地需給量の調整を行うとともに、市土の質的な向上を図るものとする。

② 自然と市街地が調和し、バランスの取れた市土の形成

土地利用の量的調整に関しては、人口・世帯数の増加や、産業用地ニーズの高まりを踏まえ、住宅地や工業地などの都市的土地利用について、自然環境に配慮し、低・未利用地等の有効利用を促進するとともに、計画的に良好な新市街地の形成を図る。また、農地、森林、河川などの自然的土地利用については、自然の循環機能に配慮しつつ、食料や林産物の供給の基礎的な基盤として農地の利用集積等を推進するとともに、環境保全や自然とのふれあいの場等の公益的機能を有する資源として、市民のみならず広く共有する財産として維持・保全に努め、災害に強く、自然と調和したバランスの取れた持続可能な市街地の整備を促進するように土地利用を図る。

5. 土地利用の構想

③ 誇りと生きがいをもって、将来にわたって豊かに安心して暮らすことのできる市土の形成

市土利用の質的向上に関しては、公害の防止など、市土の快適性及び健康性を維持するとともに、歴史的風土等の地域資源を活かした活性化を図りつつ、自然資源の確保及びその総合的有効活用を進めるなど、土地の有効利用によって美しく質の高い生活環境を維持し、誇りと生きがいをもてる市土の形成を図る。

また、東日本大震災等の地震のみならず、近年各地で甚大な被害を及ぼしている台風、集中豪雨などに対しては、地域の特性を踏まえた適正な土地利用を基本とし、被災時の被害を最小限に抑える「減災」や迅速な回復を図る「復旧」の考え方も踏まえ、防災拠点の確保とともに、ライフラインの多重化・多元化を進め、災害に強い市土及び市街地形成を進める。あわせて、農業や森林の持つ市土保全機能の向上及び水系の総合的管理を進めるなど、市土の安全性を総合的に高めることで、将来にわたって豊かに安心して暮らすことのできる市土の形成を図る。

④ ネットワーク型都市構造の形成

仙台市等の市街地に連たんにして新旧さまざまな地域が存在する中で、地理的優位性があり、多様な人材に恵まれた本市の特性を踏まえ、広域的な視点から各地域のバランスのとれた都市機能の配置を進め、拠点間の有機的・機能的な連携のもとに、ネットワーク型の都市構造の形成を図る。